

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新	【告示】	健康推進課	定の一部改正 (県例規集登載)
○ 平成三十年度介護支援専門員実務研修受講試験の実施		長寿社会課	
○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可		都市計画課	
〃		〃	
○ 国土調査の成果の認証	【公告】	中山間・地域振興課	
○ 平成三十年度毒物劇物取扱者試験の実施		医薬安全課	
○ 平成三十年度登録販売者試験の実施		〃	
○ 道路の位置の指定		建築指導課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
○		〃	
○		〃	
○		〃	
○		〃	
○		〃	
○ 一般競争入札の実施	【選挙管理委員会】	警察本部会計課	
○ 不在者投票を行うことができる施設の指		選挙管理委員会	

◎岡山県告示第二百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

ファミリー薬局鴨方店

浅口市鴨方町鴨方一六三九―五

平成三十年五月一日

◎岡山県告示第二百八十六号

平成三十年度介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成三十年十月十四日（日曜日）午前十時から

二 試験場所

岡山大学津島キャンパス（岡山市北区津島中一―一―一）

三 受験申込書の受付期間

平成三十年六月十八日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）までとする。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

四 受験資格

1 及び 2 の期間が通算して五年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が九百日以上とする。

1 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

2 ア又はイに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ア 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院その他これらに準ずる施設に従業者又はこれに準ずる者

イ 介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護、同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十八項に規定する計画

相談支援、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

五 受験手続及び提出書類

受験申込書に実務経験証明書その他受験資格に応じた必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。

六 受験手数料

八千六十円（相当額の岡山県収入証紙により納付すること。なお、消印をしないこと。）

七 試験方法

試験は、筆記試験により行う。

八 試験の範囲

1 介護保険制度に関する基礎的知識

2 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

3 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

4 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

九 特別措置の実施

身体に障害等のある者については、障害の種類及び状態に応じて特別な措置をとる場合があるので、この特別な措置を必要とする者は、身体障害者等受験特別措置申請書に必要な書類を添えて、各県民局健康福祉部へ持参すること。

十 合格発表

受験者全員に直接通知する。また、合格者の受験番号を岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/>）に掲載する。

十一 受験要項及び受験申込書の配布

受験要項及び受験申込書は、平成三十年五月十八日（金曜日）から同年六月二十九日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）岡山県保健福祉部長寿社会課、各県民局健康福祉部等で配布する。

十二 その他

試験について不明な点は、岡山県保健福祉部長寿社会課（電話〇八六一二二六―七
三二六）又は各県民局健康福祉部へ問い合わせること。

◎岡山県告示第二百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、真庭都市計画下水道事業真庭市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
真庭市	真庭都市計画下水道 事業 真庭市公共下水道	平成九年九月十九日か ら 平成三十五年三月三十 一日まで	収用の部分 平成二十六年岡山県告 示第三百三十四号の事業 地のうち、法界寺字上法 界寺の一部において事業 地を変更する。 使用の部分 該当なし

◎岡山県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、和気都市計画下水道事業和気町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

和気町	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
	和気都市計画下水道 事業		昭和五十一年二月二十 四日から 平成三十五年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

平成30年5月11日 岡山県公報 第11989号

〔二四三〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	平成二十八年六月 ～ 平成二十九年八月	新見市 地籍図及び 地籍簿	大佐田治部 の一部	平成三十年四月二十四日
真庭市	平成二十八年四月 ～ 平成三十年一月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	禾津の一部、 本庄の一部	平成三十年四月二十四日
真庭市	平成二十八年六月 ～ 平成三十年一月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	延風の一部	平成三十年四月二十四日
高梁市	平成二十八年四月 ～ 平成三十年一月	高梁市 地籍図及び 地籍簿	中井町西方 の一部	平成三十年四月二十四日
里庄町	平成二十八年四月 ～ 平成三十年二月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部	平成三十年四月二十四日
里庄町	平成二十八年五月 ～	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の一部	平成三十年四月二十四日

平成三十年二月
地籍簿

〔二四四〕毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定による平成三十年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成三十年八月二十一日（火曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

総社市窪木一一一

岡山県立大学

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

1 毒物及び劇物に関する法規

2 基礎化学

3 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質、識別、貯蔵その他取扱方法

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）第六条の規定により、毒物劇物取扱者試験受験願書（以下「受験願書」という。）一通（出願前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦六センチメートル、横四センチメートルの写真を受験願書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験願書受付期間

平成三十年六月十五日（金曜日）から同月二十二日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便により提出する場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万七百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

2 受験願書は、岡山県保健福祉部医薬安全課及び県内の各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>）からダウンロードすることもできる。

3 受験願書は、住所地を管轄する保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は、次の場所へ提出することとし、郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

4 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

5 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験願書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成三十年十月三日（水曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 試験の詳細は、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせること。

〔二四五〕医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定による試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験日時

平成三十年十一月十五日（木曜日）午前十時から午後三時三十分まで

二 試験場所

岡山市北区いずみ町二丁目一番三号

岡山県総合グラウンド体育館（ジップアリーナ岡山）

ただし、受験者数等の状況により試験場所を変更する場合は、受験票により受験者に通知する。

三 試験科目

試験は、次の事項について行う。

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験申請書類

試験を受けようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）第四条の規定による登録販売者試験受験申請書（以下「受験申請書」という。）一通（申請前六月以内に撮影した脱帽、正面、上半身、縦五センチメートル、横四センチメートルの写真を受験申請書の写真欄に貼り付けること。）を提出すること。

五 受験申請書受付期間

平成三十年七月二十三日（月曜日）から同年八月三日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。ただし、県外に住所を有する者で郵便又は信書便により提出する場合は、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

六 注意事項

1 受験手数料として一万四千二百二十円相当額の岡山県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付すること。

2 受験申請書は、岡山県保健福祉部医薬安全課及び岡山県が設置する各保健所（支所を除く。以下「保健所」という。）で配付する。なお、岡山県保健福祉部医薬安全課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/38/>）からダウンロードすることもできる。

3 受験申請書は、保健所へ提出すること。

なお、県外に住所地を有する者は次の場所へ提出することとし、郵便又は信書便による場合は、簡易書留郵便又はこれに準ずる方法により送付すること。

郵便番号七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部医薬安全課

4 受験者は、試験当日に受験票を携行すること。

5 既納の受験手数料は、返還しない。

七 その他

1 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものについては、受験申請書を提出するまでに岡山県保健福祉部医薬安全課に申し出た場合は、受験の際にその障害の状態に応じて必要な措置を講ずることがある。

2 合格者の受験番号は、平成三十年十二月二十一日（金曜日）午前十時に岡山県庁北側公示板及び保健所において発表する。

3 合格者には、合格証を交付する。

4 試験の詳細については、保健所又は岡山県保健福祉部医薬安全課へ問い合わせる（こと）。

〔二四六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇二号 平成三十年四月二 十六日		真庭市惣字上ノ谷尻四八五番八、四 八五番八地先水、字高岸四八七番五、 四八八番五、字長通り四九四番一、 四九四番二五	六・〇〇	九二・六九

〔二四七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字新溝西一二八〇―九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊田市五ヶ丘六丁目一一―三

増田 道彦

三 許可番号

岡山県指令建指第二九二号

〔二四八〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手池町一一九四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市港北区日吉本町五丁目七―四―二〇二号

國府 慎司

三 許可番号

岡山県指令建指第三六〇号

〔二四九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二〇―三六、一六二〇―三七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区伊島町二丁目一―一八

小谷 基

三 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

〔二五〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字下村一六〇五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町一〇三三―五ラ ポール二〇三

吉竹 潤一

吉竹 彩香

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇号

〔二五〕「政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年五月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県警察組織犯罪対策総合管理システム開発業務 一式

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県警察組織犯罪対策総合管理システム開発業務委託仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第34号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話（086）226－7264（直通）

(2) 申請書の提出期限

平成30年6月25日（月） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話（086）234－0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年5月11日（金）から同年6月25日（月）まで（岡山県の休日を含める

条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ170グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成30年6月27日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成30年6月28日(木) 午前10時30分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課分室(岡山県庁地下1階)

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成30年6月25日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Development of Okayama Prefectural Police information Management System
for Organized Crimes 1 Set

(2) Contract period :

From a day of the contract conclusion, through March 31, 2019

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M 27 June, 2018

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext.2216

◎岡山県選管告示第二十二号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年四月二十四日から適用する。

平成三十年五月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表老人ホームの項中

特別養護老人ホーム南光 荘	勝田郡勝央町美野一八七 七
を	

特別養護老人ホーム奥津 広済園	苫田郡鏡野町杉七五〇一 四
特別養護老人ホーム南光 荘	勝田郡勝央町美野一八七 七
に改め、表保護施	

設の項中

笠岡市恵風荘	笠岡市用之江四二九一 一
救護施設津山広済寮	津山市小田中一四一二
笠岡市恵風荘	笠岡市用之江四二九一 一
に改める。	